

第203回宮城県都市計画審議会

と き 令和4年11月17日（木）
午後2時00分
ところ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第202回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2384号ほか 1件

4 その他

5 閉 会

令和4年度

第203回宮城県都市計画審議会議案書

令和4年11月

宮城県都市計画審議会

目 次

1 報 告

第202回宮城県都市計画審議会議案の処理について	2
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2384号 仙塩広域都市計画道路の変更について.....	3
議案第2385号 栗原都市計画道路の変更について.....	6

第202回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2383号	松島町	仙塩広域都市計画区域区分の変更について	令和4年11月1日 宮城県告示第758号

仙塩広域都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

都市計画道路中1・3・5号仙台北幹線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・3・5	仙台北幹線	利府町利府字新谷地脇	富谷市富谷源内	利府町沢乙字唄沢	約 12,880m		4車線	23.5m		区域の一部変更
		構造形式の内訳	利府町利府字新谷地脇	利府町沢乙字山岸		約 1,770m	嵩上式		22m } 23.5m		
			利府町沢乙字大沢西	利府町沢乙字唄沢		約 560m	嵩上式		22m		
			富谷市大亀大沢一番	富谷市大亀和合田二番		約 580m	嵩上式		22m } 23.5m		
			富谷市石積十文字	富谷市石積三合田前		約 460m	嵩上式		22m } 23.5m		
			利府町沢乙字唄沢	利府町沢乙字唄沢		約 420m	堀割式		23.5m		
						約 9,090m	地表式		20.5m } 23.5m	幹線街路と平面交差1箇所 幹線街路神谷沢春日線と立体交差 幹線街路七北田西成田線と立体交差 幹線街路穀田大沢線と立体交差	
											利府町利府字新谷地脇地内で1・3・1号仙塩幹線に接続
											なお、利府町沢乙字唄沢地内に出口2箇所、入口2箇所を設ける。 終点方向入口及び出口、起点方向入口及び出口3・4・103号北浜沢乙線に接続
											なお、富谷市西成田竹ノ下一番及び竹ノ下二番並びに穀田菅ノ沢及び花ノ沢地内に出口2箇所、入り口2箇所を設ける。 終点方向出口、起点方向入口東北縦貫自動車道弘前線に接続
									富谷市富谷源内地内で3・3・251号国道幹線に接続		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

仙塩広域都市計画区域における円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図るものである。

栗原都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

栗原都市計画道路の変更(宮城県決定)

都市計画道路中 3・3・1 号国道幹線ほか 2 路線を次のように変更する。

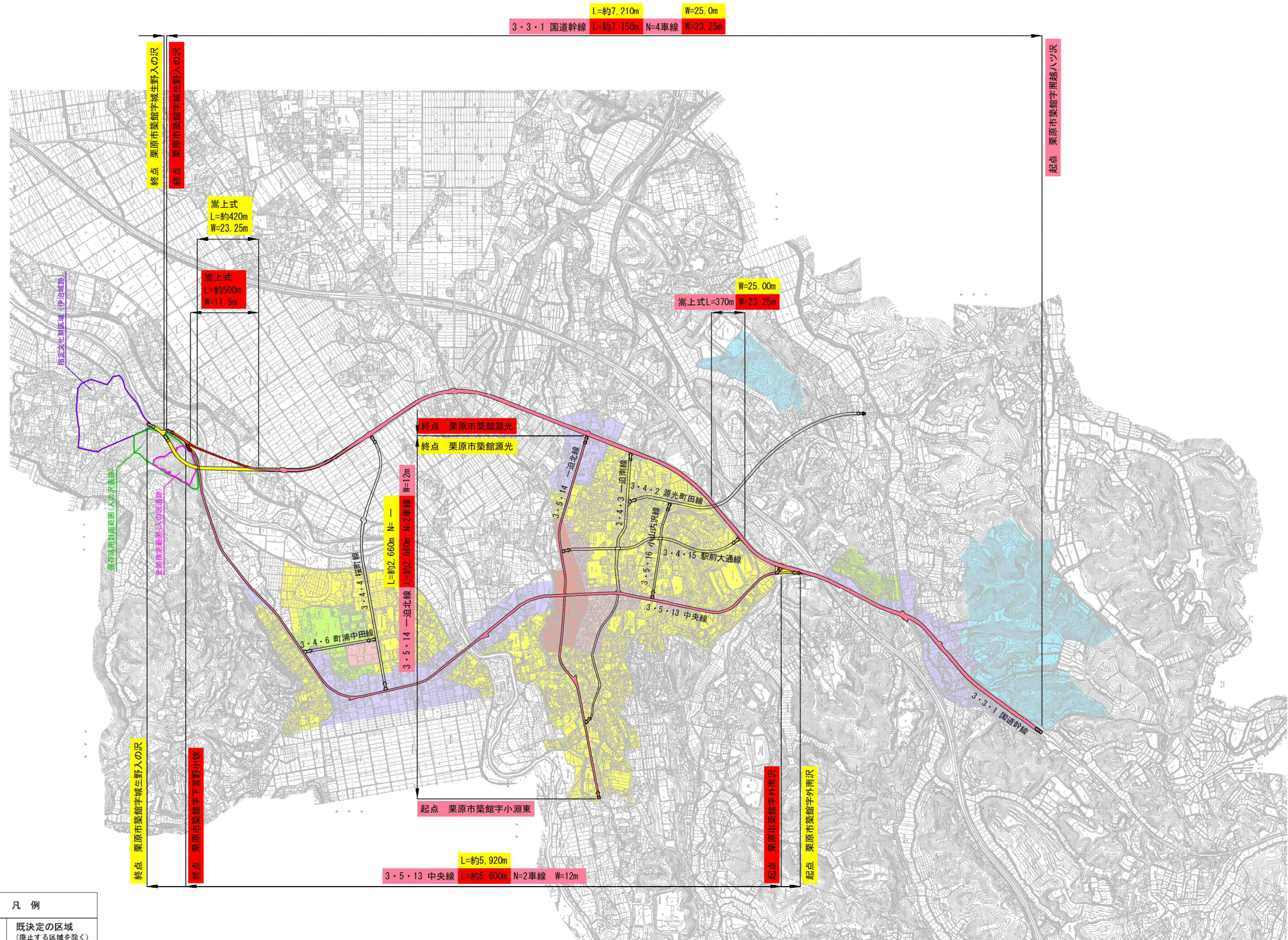
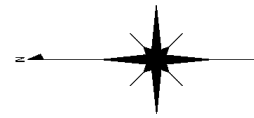
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	国道幹線	栗原市築館字照越八ツ沢	栗原市築館字城生野入の沢	栗原市志波姫堀口御駒堂	約 7,150m		4 車線	23.25m		<ul style="list-style-type: none"> ・終点位置の変更 変更前 栗原市築館字城生野入の沢 ・延長の変更 変更前 L=約 7,210m ・幅員の変更 変更前 W=25m ・区域の一部変更
	車線数の内訳		4 車線			約 5,650m	/				
			2 車線			約 1,500m					
	構造形式の内訳		栗原市築館字内南沢	栗原市築館字内沢	栗原市築館字内沢	約 370m	嵩上式	/	23.25m	東北縦貫自動車道と立体交差 1 箇所	
			栗原市志波姫堀口館輪	栗原市築館字下宮野小牧	栗原市志波姫堀口館輪	約 500m	嵩上式		11.5m	幹線街路と立体交差 1 箇所	
						約 6,280m	地表式		11.5 ~ 25m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
3・5・13	中央線	栗原市築館字外南沢	栗原市築館字下宮野小牧	栗原市築館伊豆 1 丁目	約 5,600m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 7 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・起点位置の変更 変更前 栗原市築館字外南沢 ・終点位置の変更 変更前 栗原市築館字城生野入の沢 ・延長の変更 変更前 L=約 5,920m ・区域の一部変更 	
3・5・14	一迫北線	栗原市築館字小淵東	栗原市築館源光	栗原市築館薬師四丁目	約 2,660m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 4 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・終点位置の変更 変更前 栗原市築館源光 ・延長の変更 変更前 L=約 2,660m ・区域の一部変更 ・車線数の決定 	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・1 号国道幹線について、史跡入の沢遺跡保存活用計画との調整により終点位置を変更するとともに、計画交通量の見直しにより幅員構成や車線数を変更するものである。3・5・13 号中央線について、国道幹線の終点位置変更に伴い終点位置を変更するとともに、市道交差点整備に併せ起点位置の変更を行うものである。3・5・14 号一迫北線について、国道幹線の幅員変更に伴い終点位置を変更するとともに、車線の数を決めるものである。

栗原都市計画道路の変更（宮城県決定） 総括図 S=1:10000



凡例(用途地域)	
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	無指定地域

凡例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域

1:10,000
0 50 100 200 300 400 500 m

栗原都市計画道路の変更（栗原市）